

令和5年5月2日

阿波おどり未来へつなぐ実行委員会
委員各位

阿波おどり未来へつなぐ実行委員会事務局

令和5年度第1回阿波おどり未来へつなぐ実行委員会の
書面開催について（依頼）
【紺屋町演舞場の設置の可否について】

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当実行委員会の運営に、格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年3月27日開催の第10回実行委員会において、紺屋町演舞場の状況についてご報告したところ、「地元のご協力・ご理解を得て欲しい」「もう一度地元の方のご理解を求めてはどうか」等のご意見をいただきました。

これらを踏まえ、実行委員会終了後、地元の方へ実行委員会からのご意見をお伝えし、再度紺屋町演舞場の設置について打診したところ、「協力金がなければ紺屋町演舞場の設置は認められない」とのご回答でした。

その後も、「別紙 紺屋町演舞場に関する地元との協議の経緯」に示すとおり、地元の飲食店団体も含め、粘り強く協議を行いましたが、地元の方のお考えは変わりませんでした。

つきましては、これまでの経緯を踏まえ、紺屋町演舞場の設置の可否について、議決を賜りたく存じます。

本来であれば、委員の皆様方にお集まりをいただきお諮りするところですが、ネーミングライツの募集やチケット販売が控えており、早急に設置の可否について決定する必要があるため、下記により書面開催とさせていただきます。

お忙しいところ大変恐縮ですが、これまでの経緯を踏まえ、紺屋町演舞場の設置の可否について、ご審議をお願いいたします。

なお、本件についてご質問や不明な点がございましたら、実行委員会事務局までお問い合わせください。

記

1 議案

紺屋町演舞場の設置について

2 提出書類等

- (1) 同封の「書面議決書」に必要事項をご記入の上、令和5年5月8日(月)正午【必着】までに実行委員会事務局にご返送をお願いいたします。なお、提出方法については、メール、FAX又は持参のいずれかによりお願いいたします。
- (2) 議案の審議結果については、事務局でとりまとめの上、改めてご報告させていただきます。

以上

【問い合わせ先】

阿波おどり未来へつなぐ実行委員会事務局

(担当：湯浅・福島・西園)

TEL：088-621-5233 FAX：088-621-5457

mail：info@awaodorimirai.com

紺屋町演舞場に関する地元との協議の経緯

<p>令和5年3月 1日・7日・24日</p>	<p>○地元町内会からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、栈敷設置工事期間を含めた阿波おどり期間中は、夜間に限らず栈敷が家の前にできることで、家への出入りが不自由になり、商売にも支障が出ていた。 ・阿波おどり開催中は、さらに、騒音はもちろんのこと、家の前にごみを捨てられたり、酔客に嘔吐されたりと迷惑している。 ・紺屋町演舞場の設置には反対だが、町内会へ協力金が支出できるのならば、設置について前向きに検討してもよい。 <p>3日 ○徳島市議会からの要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店関係の市民から紺屋町演舞場の設置を期待する声が多く集まっている。紺屋町演舞場の設置については、ぜひ前向きに検討してほしいとの要望があった。 <p>15日 ○徳島県社交飲食生活衛生同業組合からの要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紺屋町演舞場のあるなしでは、繁華街のにぎわいに大きく影響するため、紺屋町演舞場の設置を要望する。 <p>27日 ○第10回実行委員会での意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力金は負担しない。 ・演舞場の設置にあたっては、地元のご協力・ご理解を得て欲しい。 ・もう一度地元の方のご理解を求めてはどうか。 <p>27日 ○実行委員会での意見を地元へお伝えした際の地元からの回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再度紺屋町演舞場の設置について打診したが、「協力金がなければ紺屋町演舞場の設置は認められない」との回答であった。
<p>令和5年4月</p>	<p>○紺屋町周辺の飲食店団体との協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の方と複数回にわたり協議の場を持ったが、「協力金がなければ紺屋町演舞場の設置は認められない」との回答は変わらなかった。

書 面 議 決 書

第 1 回阿波おどり未来へつなぐ実行委員会の議案について、次のとおり書面をもって議決権を行使いたします。

議案 2023 阿波おどりにおける紺屋町演舞場の設置について

別紙の状況を踏まえ、設置する。

別紙の状況を踏まえ、設置を見送る。
(来年以降、新たな設置場所を含め、引き続き検討を行う。)

ご意見等

令和 年 月 日

委員名 _____

※設置する、設置を見送るのいずれかに「○」を記入してください。
※書面議決書は、令和 5 年 5 月 8 日(月)正午までにご提出をお願いいたします。